

令和7年6月26日

令和6年度 特別の教育課程の実施状況等について

青森県		
学 校 名	管理機関名	設置者の別
中泊町立薄市小学校	中泊町教育委員会	公立

1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学 校 名	特別の教育課程の編成の方針等の 公表 URL
中泊町立薄市小学校	https://www.town.nakadomari.lg.jp/tyounaisyoutyuho-mupei-zu/usuichishougakkou/usuichishouhogosyahenoosirase/4128.html

※必要に応じて行を追加すること。

2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の公表 URL	学校関係者評価結果の公表 URL
中泊町立薄市小学校	https://www.town.nakadomari.lg.jp/tyounaisyoutyuho-mupei-zu/usuichishougakkou/usuichishouhogosyahenoosirase/4128.html	

※必要に応じて行を追加すること。

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

☒ 計画通り実施できている
☐ 一部、計画通り実施できていない
☐ ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

英語のネイティブスピーカーとのマンツーマンレッスンを委託することにより、特別の教育課程を円滑に実施することが出来ている。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

☒ 実施している
☐ 実施していない

3. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

児童が、ネイティブの英語に慣れ、英語によるコミュニケーションを楽しみながら、コミュニケーションへの積極性と英会話技能の向上が図られた。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

本特例は、通常の英語教育と併用し、早い段階での話す・聞くなどの音の認識や、英語に慣れることを重点とした「慣れ親しむ英語教育」を行い、自ら進んで発信し、意思疎通できる能力を育成するものである。

英語のネイティブスピーカーとのレッスン、オンラインライブツアー（現地の人が外国の街中をライブ中継）により、「慣れ親しむ英語教育」が実践でき、学校教育法第21条第3号に掲げられている「進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」という目標の達成に寄与している。

4. 課題の改善のための取組の方向性

オンラインを活用して行っていることから、機器やネット環境に関するトラブルが発生した際の対処法の整理や、より効果的に学ぶ事が出来るカリキュラムの検討が必要。

児童が英語による授業に対して不安にならないよう、学校と連携しながら内容等を計画する。